平成２６年（フ）第２５８号
愛知県岡崎市森越町字城屋敷23番地１　森城荘Ｂ－１、前住所愛知県岡崎市舳越町字宮前39番地１　ＨＵＭＭＩＮＧ尾嶋Ｃ－101
債務者　近藤　光司
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字内池92番地202、前住所愛知県西尾市西浅井町宮下14番地４キングスコート西尾プレステージ906号室
債務者　千葉　輝男
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８９６号
大阪市旭区今市２丁目10番５号　ビッグヒル今市203号
債務者　西松　光夫
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８９号
大阪市港区夕凪１丁目16番29号　ビ・アット夕凪603号、前住所大阪市港区南市岡１丁目７番５号
債務者　宮部可奈子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８７号
大阪府茨木市東太田１丁目１番602号
債務者　髙倉　　修
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８８号
大阪府高槻市松が丘２丁目５番25号　パインヒルズ高槻101号
債務者　渡邉　朋彦
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９９号
大阪市住吉区苅田９丁目15番５―806号、前住所大阪市住吉区苅田２丁目16番15―1401号
債務者　角田　和子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５２号
大阪市旭区高殿３丁目28番７―608号
債務者　津田　信吾
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６６号
大阪市都島区中野町１丁目６番７―605号
債務者　市川　　亮
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２４号
大阪市旭区清水４丁目６番10―413号
債務者　大石　　一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７９９号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―410号
債務者　森本今朝美
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６９号
大阪府摂津市三島３－１―11―３Ｂ、住民票上の住所大阪府茨木市東奈良２丁目11番３号
債務者　中川　卓士
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８７５号
大阪府枚方市松丘町31番８号
債務者　矢田　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９２号
大阪市都島区内代町１丁目15番12号
債務者　大島　和久
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４００６号
大阪市天王寺区味原町14番16号　アーバンヴィラ渡辺503号
債務者　乙田　喜代
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２４号
大阪市住吉区遠里小野６丁目17番18号　ベースワン住吉401号
債務者　保井　智仁
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７号
山形県米沢市御廟２丁目６番５号　２号棟、前住所山形県米沢市通町４丁目５番13号ノーザングレイス102号室
債務者　紺野美智子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山形地方裁判所米沢支部